

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

提出日 令和 年 月 日		整理番号													
住 所			フリガナ												
			氏 名												
			個人番号												
電話番号				生年月日											

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請制度をご利用の場合は、本申請書の他に、下記書類が必要となります

① 本人確認書類

マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳（カード型）、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（カード型）・在留カード、特別永住者証明書等、いずれかの顔写真付き本人確認書類のコピー
※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。

② 個人番号確認書類（個人番号（マイナンバー）が確認できる書類）

マイナンバーカード（裏面）、マイナンバー通知カード、個人番号が記載された住民票 いずれかのコピー

ご注意ください

通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。

提出書類貼り付け用紙

書面での提出をご希望の場合は、①個人番号確認書類、②本人確認書類のコピーを、氏名 / 生年月日 / 住所 / 個人番号 が確認できる状態で貼り付けてください。

① 個人番号確認書類	② 本人確認書類
・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 ↓ マイナンバーカードをお持ちでない場合は ↓ ・ マイナンバー通知カード ご注意ください 令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。 ・ <u>個人番号が記載された住民票</u> 上記いずれかのコピー	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの <u>顔写真付き書類のコピー</u> ↓ 顔写真付き書類をお持ちでない場合は ↓ ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・資格確認書 等 上記いずれかの書類のコピー <u>2点</u>※

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

① 個人番号確認書類
貼付欄

② 本人確認書類
貼付欄

※重ならないように貼り付けてください。

※上記貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は、貼り付けせず、別紙にて同封ください。

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。
誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、
ご提出いただく必要はございません。

自治体名を
ご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)を
ご記入ください。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されて
いることをご確認ください。
内容に間違いがあった場合は訂正箇所に二重線を引いて
訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできませんので
ご注意ください。

返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

「特例控除対象寄附金」という。)について、同法
いう。)の適用を受けようとするときは、下の欄に
特例申請事項変更届出書を提出してください。
(項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例
に限る。)について申告の特例の適用は受けられな
関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・

寄附金額

10,000円

確定申告をされない方は
チェックをお願いします。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

☒

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

☒

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う場合

寄附をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	オンライン申請や、当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、 再提出は不要です。 ※すでに、各ポータルサイトや自治体マイページにてオンライン申請済みの方や、ご自身で書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、 二重線を引き、正しい内容を記載してください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせでご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 個人番号確認書類の場合： 必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 本人確認書類の場合： 必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

カンタン! 提出書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい

いいえ

パターン
A

1. マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(コピー)(裏面)	マイナンバーカード(コピー)(表面)
	

公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

パターン
B

1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(コピー)もしくは パスポート(コピー)等
 	 

※本人確認用書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

いいえ

パターン
C

1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー)もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	年金手帳及び資格確認書など 自治体が認める公的書類2点以上のコピー
 	 

※「2」に該当する本人確認用書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。